

令和5年度委託研究契約書及び共同実施契約書 新旧対比表

条	新	旧	変更理由 (更新日)
委託研究契約書（雛形）			
（知的財産権に関わるその他事項） 第14条	<p>1～4 項省略</p> <p>5 甲及び乙は、第1条第1項第20号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6～7 項省略</p> <p>8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「2023年度、独立行政法人環境再生保全機構、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>9～13 項省略</p>	<p>1～4 項省略</p> <p>5 甲及び乙は、第1条第1項第19号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6～7 項省略</p> <p>8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「20〇〇年度、独立行政法人環境再生保全機構、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>9～13 項省略</p>	誤記の修正 (2023. 12. 20)
研究共同実施契約書（雛形）			
（知的財産権に関わるその他事項） 第13条	<p>1～4 項省略</p> <p>5 乙、甲及び機構は、第1条第1項第17号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6～7 項省略</p> <p>8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「2023年度、独立行政法人環境再生保全機構、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>9～12 項省略</p>	<p>1～4 項省略</p> <p>5 乙、甲及び機構は、第1条第1項第16号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6～7 項省略</p> <p>8 乙は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「20〇〇年度、独立行政法人環境再生保全機構、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>9～12 項省略</p>	誤記の修正 (2023. 12. 20)
研究共同実施契約書（2者以上用 雛形）			
（知的財産権に関わるその他事項） 第13条	<p>1～4 項省略</p> <p>5 共同実施機関、甲及び機構は、第1条第1項第17号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6～7 項省略</p> <p>8 共同実施機関は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「2023年度、独立行政法人環境再生保全機構、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>9～12 項省略</p>	<p>1～4 項省略</p> <p>5 共同実施機関、甲及び機構は、第1条第1項第16号ウに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</p> <p>6～7 項省略</p> <p>8 共同実施機関は、本研究成果に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、出願に係る書類（PCT国際出願の国内移行時に提出する国内書面を含む。）に、記載例を参考にして、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。 【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】 「20〇〇年度、独立行政法人環境再生保全機構、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」</p> <p>9～12 項省略</p>	誤記の修正 (2023. 12. 20)